

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（第2回）

における主な意見

1. ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用促進

- 特許出願コストについては、弁理士にいくら費用が掛かるかが大きいので、パック料金制度は中小企業にとって便利である。検討を進めていただきたい。
- 弁理士費用や人件費が、出願料や審査請求料よりもお金が掛かる。
- 何回補正する必要があるのか特許出願に不慣れな中小企業にはわからないので、そのような中小企業にとってプレディクタビリティを高めるといふ趣旨で検討をお願いしたい。
- パック料金制度については、特許出願の案件ごとに負荷が異なるので、一律に適用することは難しい。
- パック料金は、本来弁理士や弁護士がいろんなサービスの一つとして提供すべきもの。
- 現在の特許取得に関する中小企業支援策は、赤字企業でないと使えない、減免額が少ない、手続きが煩雑、等の問題がある。
- 減免制度については、アメリカのスマールエンティティ制度と同様に、中小企業が一律に享受できるようにすべきである。
- ワンストップサービスの方向性には大賛成だが、現在は単なる相談窓口に過ぎない。その場で問題を解決できるような、効き目のある使いやすいものにしていただきたい。
- ワンストップサービスを推進する人材が必要。人材をしっかり育成してほしい。
- 審査の短縮も重要であるが、ベンチャーの活性化のためには、一度特許になったものは潰れにくいようにする必要がある。

○日本はベンチャー・中小企業にお金が行き渡りにくい。早期の償却を認めるなどファイナンスをどうするかが重要。

○ベンチャー企業と中小企業を一括りにして議論しているが、ベンチャーと中小企業の支援は違う。特徴にあわせて支援策を検討すべき。

○ベンチャー・中小企業と大企業の間の中堅企業があり、海外展開の観点では中堅企業の扱いも重要。

2. イノベーションを加速するインフラの整備

○これまで営業秘密の範囲を抽象的に特定していたことが反省点になるのだろう。どこまでが営業秘密で、どこからが自分の知識かわからなくなっている。

○データを持ち出すなどとは言えるが、頭の中の情報を使うことは、これとこれはダメというようにきちんと特定しない限り、止めることは難しい。

○個人の職業選択の自由の問題や、個人の頭にある情報が営業秘密かという問題もある。

○米国には経済スパイ法、中国・韓国も不競法以外の強烈的な法律がある。日本はドイツ法をベースにしているからか、そのような法律が存在しない。

○ICT分野では、最近、残留情報規定の話がある。従業員や相互に秘密保持契約を結んでいる人に対して、頭の中に残った情報を自由に使っていいという条項が入ってきている。それによって、日本の技術が抜き取られている。

○当然対抗制度の導入は、ローマ法以来の大原則を変更するという意味で、画期的なものと言える。

○米国バイ・ドール法では中小企業やベンチャーに優先的に技術を移転することとしているが、日本版バイ・ドール法にはない。自国優先条項も米国にはあるが日本にはない。

○知財を事業戦略やビジネスに生かせる人材を育成すべき。

3. その他

○特許特別会計については、この費用が他に回ることはないようにすべき。

○権利取得だけではなく、活用するところまで特許特別会計の費用を使わないと、産業政策としての目的を達成できない。特許特別会計の用途を審査と審判に限定されないようにしてほしい。